

宮古島市産後ケア事業委託事業者募集要項

宮古島市 こども家庭局 家庭保健課

1 案件名称

宮古島市産後ケア事業委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

退院後の母子等を対象に、宿泊や通所、訪問を通じて、養育者の心身のケアや育児サポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に産後ケア事業を実施するものである。

このため、産後のケアに関する広い知識及び技術において高い専門性を確保し、宿泊や通所、訪問を提供できる事業者を広く募集する。

(2) 対象者

宮古島市の住民基本台帳に記載されている、出産後 1 年以内の母子等(流産及び死産の場合を含む)であって、産後ケアを必要とする者とする。ただし、医療入院を必要とする者及び感染性疾患に罹患している者を除く。※利用の適否は宮古島市家庭保健課で決定する。

(3) 業務内容

宿泊型、通所型、訪問型において、次のサービスを提供する。

- ① 褥婦及び新生児に対する保健指導等及び授乳指導(乳房マッサージを含む)
- ② 褥婦に対する療養上の世話
- ③ 産婦及び乳児に対する保健指導
- ④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート等
- ⑥ その他必要とする育児指導

※事業の詳細については、別紙「宮古島市産後ケア事業委託業務仕様書」を参照すること。

(4) 実施要件

ア 実施場所

- ① 医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院、診療所(産科又は産婦人科を標榜する病院、診療所)又は助産所で実施するものとし、宿泊型を提供するには入所室(病室又は妊婦、産婦若しくは褥婦を入所させる室)を有すること。
- ② 入浴施設及び沐浴指導施設を有すること。訪問型のみの応募の場合は、不要。

イ 従事者

助産師、保健師又は看護師が配置できること。(宿泊型を行う場合、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置できること)

ウ その他

- ① 食事の提供ができること。
- ② 「2(3)業務内容」に規定するサービスが提供できること。

- ③ 事業の円滑な実施を図るため、医療機関との連携を十分に整備し、保健医療面での助言を随時受けられるよう相談できる医師の選定、また症状の急変時、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。
- ④ 「宮古島市産後ケア事業実施要綱」、本事業にかかる契約書(仕様書含む)、関係法令等を順守できること。
- ⑤ 本市との適切な連絡体制が確保できること。また、事故発生時の対応を整備しておくこと。
- ⑥ 賠償責任保険に加入すること。

(5) 契約期間

契約締結の日から当該年度の３月３１日まで

(6) 費用について

ア 委託料

宮古島市は表１の委託基準額から表２の利用者負担額を控除した額を委託業者に支払う。

また、表２に定める課税世帯については、宮古島市からクーポン(利用料減免補助)券が交付されており、使用を希望する場合においては、表３に定める上限額又は表２に定める利用者負担額のうち、いずれか低い方の金額を宮古島市へ請求することとする。

なお、実施時間について宿泊型は、利用開始時刻から２４時間以内の利用を１日とし、事業者の営業時間内での入退所とする。

通所型及び訪問型については、原則として事業者の営業時間内で対応可能な時間とする。

(表１) 委託基準額

	宿泊型 １日あたり	通所型(6時間) １回あたり	通所型(3時間) １回あたり	訪問型 １回あたり
委託基準額	35,000 円	23,000 円	12,000 円	12,000 円
多胎児加算額 (１人につき)	4,200円	2,800円	1,400円	1,400 円

(表２)利用者負担額

事業の種類		所得区分		
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型	１日あたり	3,000 円	0 円	0 円
通所型(6時間)	１回あたり	2,000 円	0 円	0 円
通所型(3時間)		1,000 円	0 円	0 円
訪問型(3時間以上)		1,000 円	0 円	0 円

(表3)

	1 回(泊) 当たり	交付数
利用料減免補助額	2,500 円上限	5 回分

イ キャンセル料

利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合、事業者は(表2)利用者負担額の 1 日又は 1 回あたりの金額をキャンセル料として利用者から徴収することができる。

ただし、利用予定日2日前の17時までに利用変更・中止の連絡があった場合は徴収できない。また、キャンセル料を、クーポン(利用料減免補助)券で支払うことはできないものとする。

3 契約に関する事項

(1) 再委託について

- ① 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を再委託することはできない。
- ② 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により宮古島市の承諾を得て、再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

(2) 事業の実施について

事業実施方法等については、「宮古島市産後ケア事業委託業務仕様書」を参照すること。

4 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす者とする。

- ① 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。
- ② 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に定める病院、診療所(産科、産婦人科を標榜する病院、診療所)及び助産所を運営していること。
- ③ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ④ 納税義務者にあつては、宮古島市における市税の未納がないこと。
- ⑤ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 欠格事項

次に号のいずれかに該当する者は、本事業に応募することができない。

ア 破産者で復権を得ない場合

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はこれに係る暴力団密接関係者

ウ 役員に次の号に該当する者がいる場合

- ① アに該当する者
- ② イに該当する者

エ 民事再生法、会社更生法の適用を申請している場合

6 申請(応募)及び申請書類提出に関する事項

(1) 配布及び提出

ア 配布期間 令和6年4月1日から

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日等を除く

開庁日の9時～17時まで

イ 配布及び提出場所 宮古島市こども家庭局家庭保健課

ウ 提出方法 郵送又は持参すること。提出に関しては、上記アと同じ。

※募集に関する書類は、宮古島市のホームページからもダウンロード可能。

7 提出書類

- ① 宮古島市産後ケア事業委託事業者申請書兼誓約書(様式1)
- ② 事業者概要兼事業実施基本計画書(様式2)
- ③ 実施施設の図面(施設全体がわかるもの)
- ④ 事業者の事業内容がわかるパンフレット等
- ⑤ 宮古島市税の完納証明書(法人及び代表者名義)※5年分記載
- ⑥ 助産所開設届け出(コピー可)・・・該当事業者
- ⑦ その他書類の提出を求める場合あり。

8 応募上の注意事項

- ① 申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類のうち⑤については、提出日から3ヶ月以内に発行された最新年度の証明書原本を1部提出すること。
- ③ 提出された書類については、宮古島市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。なお、提出された書類は返却しない。
- ④ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- ⑤ その他書類の提出を求める場合あり。

9 審査及び結果の通知

応募書類、実地調査及びヒアリング等により審査を行い、委託業者を決定し契約を締結する。

10 事業担当課(問い合わせ先)

宮古島市こども家庭局家庭保健課母子保健係 産後ケア事業担当

住所:〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

電話:0980-73-4572

FAX:0980-73-1984

E-mail:hh.boshi@city.miyakojima.lg.jp